

○厚生労働省告示第百一十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

本文中「資産の譲渡等」の下に「及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第四号に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の規定による認定を受けているもの又は同条第五項の規定による公示がされているもの（同条第一項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等」を加える。